

ちょこっと通信

青木厚二郎税理士事務所

H28. 3月号

VOL. 046

いつもお世話になります。

3月15日で所得税の確定申告期限です。皆様のもとにこの通信が届く頃には、確定申告も終わり事務所に静けさが戻っている頃と思います。この時期はインフルエンザにならないように体調管理、事務所の湿度等に気を付けながら過ごしていました。今月もよろしく願いいたします。



私たちが感銘を受けた

先人の言葉

強敵が
いなくなれば
こちらのカも
弱くなる

徳川家康(江戸幕府初代将軍)

～ 名言・座右の銘より ～

才能とは、

一瞬のひらめきや
きらめきではなく、
情熱や努力を
継続できる力だ。

～元気手帳2より～

今月のいろいろ「掲示板」

【中小企業問題全国研究会 in 香川に行ってきました。】

2月18日から19日まで香川県で行われた中小企業家同友会の中小企業問題全国研究集会に行ってきました。約6時間かけて行われるテーブル討論では全国の経営者の話を聞いて刺激を受けてきました。刺激を受けるだけでなく、今後の事務所経営での行動に繋げていきたいと思えます。



知っとこ！「税務のママ知識」

～専従者給与について～

個人事業者の方については確定申告の時期が終わりにさしかかりようやくほっとしているところではないでしょうか。今回は基本的な事ですが、個人事業者の家族に対して支払うことができる給与について書きたいと思います。

国税庁の法令では

生計を一にしている配偶者その他親族が納税者の経営する事業に従事している場合、納税者がこれらの人に給与を払うことがあります。これらの給与は原則としては必要経費になりません。

とあり、必要経費にしたい時に特別な取り扱いが認められています。それが専従者給与です。

専従者給与の要件としては

- ・専従者に支払われた給与であること
- ・その年の12月31日で15歳以上
- ・その年を通じて6か月を超える期間その事業に従事していること
- ・青色申告者の場合は「青色事業専従者給与に関する届出書」に職務の内容、給与の金額（労働の対価であるので過大とされる部分は必要経費とならない）、支給期等を記載し税務署へ提出すること
- ・白色申告者の場合は支給金額の要件がある（詳しくは事務所まで聞いてください）

ここで注意したいのは専従者給与を支給されると、控除対象配偶者や扶養親族にはなれなくなるので、控除額よりも高い支給にしなければ（配偶者でいうと38万円以上）かえって税金が多くなる場合もありますので、もし考えている方は事務所まで相談ください。

引用：国税庁ホームページ

事務所あれこれ日記

☆バレンタインデー☆

2月14日はバレンタインデーでした。女性社員から青木さんにチョコをプレゼントしました。今年は青木さんのお子さん達にもアニマル型の立体チョコをお渡ししました。お子さん達がチョコを喜んでいる姿に私達も癒されました。



AOKI LICENSED TAX
ACCOUNTANT OFFICE

青木厚二郎税理士事務所

〒501-0221

岐阜県瑞穂市只越 1054 番地 2

電話：058-260-4310

FAX：058-260-4311

<http://www.aoki-kaikei.com>

Mail:info@aoki-kaikei.com